

## 船舶事故調査報告書

平成26年6月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年1月27日（月） 14時50分ごろ
発生場所	千葉県館山市洲崎 <sup>すのさき</sup> 北方沖 洲崎灯台から真方位359° 2.8海里（M）付近 （概位 北緯35° 01.3′ 東経139° 45.4′）
事故調査の経過	平成26年1月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>えのもと</sup> 榎本丸、7.3トン CB2-85137（漁船登録番号）、個人所有 11.95m（Lr）×3.17m×1.10m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成3年11月16日 B モーターボート <sup>ワイ エス エス オーシャン</sup> Y・S・S Ocean、3.8トン 235-45739神奈川、個人所有 7.07m（Lr）×2.83m×1.47m、軽合金 ディーゼル機関、110.00kW、平成17年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月18日 免許証交付日 平成23年1月18日 （平成28年4月9日まで有効） B 船長B 男性 48歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年9月18日 免許証交付日 平成24年9月18日 （平成29年9月17日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 3人（船長B、同乗者B <sub>1</sub> 及び同乗者B <sub>2</sub> ）
損傷	A 船首に凹損等 B 右舷船尾部外板に亀裂等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが、操舵室の椅子に腰を

掛けて操船し、針路を210°（真方位、以下同じ。）として自動操舵により、約8～9ノットの対地速力で洲崎西方沖に向けて航行していた。

船長Aは、約10分間航行し、船首方1M以内に漂泊している小型船舶がないかを1.5Mレンジとしたレーダー及び目視で確認を行い、漂泊している小型船舶はいないものと思い、作業場所へ到着後、直ちに漁具を投入できるよう、操舵室を出て右舷後部甲板に立って船尾方を向き、約30本の釣針に餌を付け始め、時々、右舷方から船首方を振り向いて見張りを行った。

本船では、船長Aが振り向いても、船首方から左舷方が操舵室囲壁の陰になって見えなかった。

船長Aは、船首方から叫び声が聞こえて振り向いたところ、正船首方至近に漂泊しているB船を認め、停船させようとして操舵室へ向かったものの、平成26年1月27日14時50分ごろ、洲崎灯台から359°2.8M付近において、A船の船首がB船の右舷船尾部に衝突した。

船長Aは、手動操舵に切り替えてA船をB船へ接近させ、船長Bの安否確認を行い、謝罪し、事態の発生を海上保安庁へ通報した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>を乗せ、洲崎灯台北方沖において、11時30分ごろ、クラッチを中立として主機の運転を行い、船首を西方に向け、シーアンカーを投入し、黒球を掲揚して漂泊を開始した。

船長Bは、船体中央付近の船尾寄りにある操舵室の船尾側に右舷方を向いて腰を掛けており、同乗者B<sub>1</sub>は、操舵室の船首側に右舷方を向いて腰を掛け、釣り竿<sup>さお</sup>を右舷側に出して右舷方を見ながら、同乗者B<sub>2</sub>は、操舵室の船尾側に左舷方を向いて腰を掛け、釣り竿を左舷側に出して左舷方を見ながら、それぞれ釣りを始めた。

船長Bは、A船が右舷方約500～1,000mに接近することを認めたが、A船がB船を避けてくれるものと思い、絡んだ釣り糸を処理するため、同乗者B<sub>1</sub>と共に同乗者B<sub>2</sub>のいる左舷側へ移動した。

船長Bは、作業を続けていたところ、同乗者B<sub>1</sub>が、何気なく横を見たとき、B船に向けて約50mに迫るA船を認め、衝突の危険を感じ、A船へ大声で叫んだが、声が届いていないと思い、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>と共に操舵室へ退避した直後、B船とA船とが衝突した。

船長Bは、腰を打ち、同乗者B<sub>1</sub>が頭及び口を負傷し、同乗者B<sub>2</sub>が膝を打撲しており、B船が右舷後部付近から浸水していることを認め、沈没の虞を感じ、携帯電話で海上保安庁へ救助を要請した。

A船及びB船は、来援した巡視艇により、被害状況等の調査が行われた後、自力航行してそれぞれの定係地へ帰った。

	<p>船長Bは、病院で腰椎捻挫等と診断された。また、同乗者B<sub>1</sub>は、頭と口の中を切り、同乗者B<sub>2</sub>は、膝を打ったが、両人は、病院には行かなかった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3.2m/s、視程 約20km 海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長Aは、漁業に従事して約49年間の経験があり、千葉県房総半島沖で操業することが多く、本事故時の航行経路を何回も航行していた。</p> <p>A船は、航海計器、舵、主機関等に故障はなかった。</p> <p>船長Aは、搭載機器の取扱いに慣熟していた。</p> <p>船長Aは、健康状態に問題はなく、両眼共に裸眼視力が1.2であった。</p> <p>船長Aは、ふだん、船首方1M以内に漂泊している小型船舶を認めた場合、約100～200m手前で変針し、小型船舶の船尾方を約50m離して通過していた。</p> <p>船長Bは、ミニポートでの遊漁を経験した後、平成24年7月に本船を取得し、これまでに6、7回本事故発生場所付近で釣りのために漂泊した経験があった。</p> <p>船長Bは、これまでの経験から、B船が黒球を掲揚して漂泊していれば、漁船が約100m手前で変針して避けてくれるものと思っていた。</p> <p>船長Bは、シーアンカーを投入した状態でクラッチを前進にすれば、絡索の虞があり、衝突を回避するために主機を使用するのは最終手段と考えていた。</p> <p>船長A及び船長Bは、本事故時、付近に他船を認めていなかった。</p> <p>B船は、本事故時、舵、機関等に故障はなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長B、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、洲崎北方沖を自動操舵で南南西進中、船長Aが、1M以内に漂泊している小型船舶はいないものと思い、操舵室を出て後部甲板右舷側に立って船尾方を向き、操業の準備を行い、時々、右舷方から船首方を振り向いて見張りを行っていたが、振り向いても、船首方から左舷方が操舵室囲壁の陰になって見えず、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船へ接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>B船は、洲崎北方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、A船が右舷方約500～1,000mに接近することを認めたが、A船がB船を避けてくれるものと思い、絡んだ釣り糸の処理を行っていたことから、右舷方約50mに接近したA船に気づき、発声したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、洲崎北方沖において、A船が南南西進中、B船が漂泊して釣り中、船長Aが船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが絡んだ釣り糸の処理を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、操業準備のため、安易に操舵室を離れることなく、厳重に見張りを行うこと。</li> <li>・漂泊して釣り中においても、目視等による見張りを厳重に行うこと。</li> </ul>